



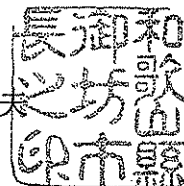
御坊市公示第236号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、御坊市名田町野島内の字の区域を次のとおり変更する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成18年6月23日

御坊市長 柏木 征



字の区域の変更調書

変 更 前		変 更 後
字	地 番	字
字 神子谷	500番の全部	字 黒松
字 向ノ尾	498番2及び499番2の全部 里道の一部	
字 東谷	416番、417番、419番2、420番1、420番2、421番1、421番2、422番及び423番3の全部	

地番については、平成18年6月1日現在の地番である。